

一般財団法人石川県教職員互助会定款

[沿革]平成25年4月1日設立（制定）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般財団法人石川県教職員互助会という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市におく。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、石川県における教職員及び教育関係事業に従事する者等（以下「会員」という。）に対する福利厚生事業を実施し、会員の福祉の増進を図るとともに、本県における教育文化の振興発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- （1）第45条第1項に規定する会員に対する共済事業（事業の一部については、その親族を対象とするものを含む。）、貸付事業等の福利厚生事業
- （2）教育文化事業
- （3）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（法令遵守）

第5条 この定款に規定のない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）、その他の法令の規定に従う。

第3章 財産及び会計

（財産の種別）

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）一般財団法人への移行時の基本財産として、別表に定めた財産
- （2）理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の処分の制限）

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理)

第8条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。ただし、基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ又は信託し若しくは国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置きするとともに、定款を事務所に備え置きするものとする。

第4章 機 関

第1節 機関の設置

(機関の設置)

第13条 この法人に、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

2 この法人と評議員、理事及び監事との関係は、委任に関する規定に従う。

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を、監事は、この法人の理事又は使用人を、兼ねることができない。

第2節 評議員

(評議員の定数)

第14条 この法人に、評議員5名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員の過半数以上は、会員から選出するものとする。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任されることを妨げないものとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第3節 評議員会

(評議員会の構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集の決定)

第22条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、法令で定める事項
- 2 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の1週間前までに、評議員に対して、書面で前項各号に掲げる事項を通知する。

(評議員会の議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(評議員会の決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の選任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、評議員会で選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第4節 役員

(役員の設定)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名
 - (2) 監事 3名
- 2 理事のうち、1名を理事長、3名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とす

る。

- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事を選任する場合には、各理事について、次の各号に該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
 - (1) 当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族
 - (2) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (3) 当該理事の使用人
 - (4) 前3号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
 - (5) 第2号から第4号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長はこの法人を代表し、この法人の業務を統括する。
- 3 副理事長は理事長を補佐する。
- 4 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は専務理事を補佐し、担当業務を執行する。
- 6 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事の理事会への出席義務等)

第32条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(監事を選任に関する監事の同意等)

第33条 理事長は、監事を選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事長に対し、監事を選任を評議員会の目的とすること又は監事を選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(監事の選任等についての意見の陳述)

第34条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

- 2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 3 理事長は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨及び評議員会の日時及び場所を通知しなければならない。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任されることを妨げないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任されることを妨げないものとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第37条 理事及び監事は、評議員会において別に定めた場合を除き、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第5節 理事会

(理事会の構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) この法人の業務が適正を確保するために必要なものとして法令で定める内部管理体制の整備

(6) 理事又は監事の損害賠償責任の一部免除

(理事会の招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第41条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が理事会に出席できない場合は、その理事会において、出席した理事の中から互選により選出する。

(理事会の決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第43条 法人法第197条において準用する同法第98条の要件を満たしたときは、理事会への報告があったものとみなす。

- 2 前項の規定は、第30条第6項の規定による報告については、適用しない。

(理事会の議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事長及び監事はこれに記名押印する。

第5章 会員及び事務局

(会員)

第45条 この法人の会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公立学校共済組合石川支部に加入する組合員である教職員及び教育関係事業に従事する者
- (2) 石川県から給与を受ける教育関係事業に従事する者
- (3) この法人の常勤の役職員
- (4) 前各号の退職者
- (5) その他、前各号に準ずるものとして評議員会が承認した者

- 2 会員は、別に定める運営規程により会費等を支払う。

(事務局)

第46条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 雑 則

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(剰余金の分配)

第51条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。この定款の施行に必要な事項についても同様とする。

附 則

1 この定款は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行なったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 木下 公司
宮崎 良則
柚木 光
田村 隆三
高松 巧
山下 辰也
道端祐一郎
竹内千恵子
松本 亮
瀧山田庄治
新明 宏
長嶋 誠
監事 中山 伸洋
山本佳代子
岡崎 裕介

4 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事 理事長 木下 公司
業務執行理事 専務理事 高松 巧
常務理事 山下 辰也

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 新屋長二郎
荷方 邦夫
藺森 喜美
三盃象二郎
大西 晃潤

別表 基本財産（第6条関係）

財産種別	数量
定期預金	50,000,000円